株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年四月六日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年三月五日

東京都品川区東品川三丁目一六番一七号
品川水力機株式会社
代表取締役　犬塚　亮

限定承認公告

本籍千葉県市原市菊間二三二四番地、最後の住所東京都調布市菊野台二丁目四九番地一グリーンガーデン一〇二
被相続人　亡　今井　和紀

右被相続人は平成二十三年十二月二十七日死亡し、その相続人は平成二十四年二月二十三日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月五日

東京都港区虎ノ門一丁目一四番一号郵政福祉琴平ビル八階虎の門法律事務所
相続財産管理人今井敏夫
代理人弁護士　若井　英樹

限定承認公告

本籍福井県福井市大宮二丁目二六番、最後の住所福井県福井市新田塚二丁目一二三番八号
被相続人　亡　畑　佳彦

右被相続人は平成二十三年十一月十六日死亡し、その相続人は平成二十四年二月二十一日福井家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月五日

福井県福井市新田塚二丁目一二三番八号
限定承認者　畑　眞紀恵

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十四年四月十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十四年三月五日

東京都三鷹市新川三丁目五番一七号
株式会社リビングナウ
代表取締役　今井　英秋

訂正公告

平成二十四年二月三日掲載の組織変更公告中、「埼玉県鳩ケ谷市坂下町一丁目一番七号」とあるは「埼玉県川口市坂下町一丁目一番七号」の誤りにつき訂正します。

平成二十四年三月五日

埼玉県川口市坂下町一丁目一番七号
合資会社魚重
代表社員　加藤　威

取消公告

平成二十四年二月十日掲載の基準日設定につき通知公告は取り消します。

平成二十四年三月五日

静岡県富士宮市野中町三二九番地
大宮製紙株式会社
代表取締役　瀬川　敦文

正　誤

ページ	段	行	誤	正
四八	下	終りから一		
五一	上	一九	まつ消	
〃	〃	一二		
〃	下	終りから一六		抹消
〃	〃	二一		二〕
〃	〃	終りから二		とあるのは、
五二	上	七	同条第二項中、	
〃	〃	一六	「及び」を「並びに」に	
〃	下	一五	に改め、	

五二ページ下段終りから六行目から五行目は次のとおりの誤り。

四　住民基本台帳に関する事務（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する外国人住民に係る住民票に係るものに限る。）に従事する市町村の職員

五三	上	一四	に改め、「数次」を削り、	
五四	〃	終りから一〇	「又は別表第七の一の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下	
		～八	欄に掲げる行為をしようとする者」を削る。	

六二ページ上段様式中「該当する届出」を「該当する申請」に改める。

六五	下	終りから九	その他：	
六八	〃	二	第3項	
七一	上	終りから八	様式（表）3中	

七一ページ下段様式中「**別記様式第七十四号**」を「**別記第七十四号**」に改める。

七七ページ下段様式中「在留カード　特別永住者証明書」は「在留カード／特別永住者証明書」の誤り。

八〇	上	一六～一七	「又は別表第二の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げ	
八三	下	終りから一八	る行為をしようとする者」を削る。	

（印刷誤り）

五〇	上	終りから一二	**第十九条の九**　法	
〃	〃	〃	**第十九条の十**　法	
五一	〃	〃	六行頭を一字上げる。	
七八	〃	〃	一五 Alian	Alien
〃	〃	〃	一五～一六 Director of Immigration	Director of Immigration
〃	〃	〃	一六～一七 Director of Regional	Director of Regional
八二	〃	〃	二二 改正規定	改正規定及び別表第三の二教授の項の前に公用の項を加える改正規定
〃	〃	終りから二一～二〇	「及び別表第三の二教授の項の前に公用の項を加える改正規定」を削る。	
八三	〃	一九	「（在留資格」以下は前行に続く。	

同日（同号外）公布法務省令第四十四号（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則）

（原稿誤り）

九七	下	終りから七	する者	する者又は別表第二の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をしようとする者

一〇三ページ下段様式中「該当する届出」を「該当する申請」に改める。

（印刷誤り）

九八	上	終りから二	第四百二十号	第四十四号

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月五日付第四八号一二八
達第四三号三二ページ

ページ●同日付第四九号三八四ページ●同日付政府調

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）